

入院期間180日超えに対する 特定療養費制度について

●療養費制度（選定療養費）について

健康保険法第43条第2項の規定に基づき、同じ病気で病院（診療所）に通算180日を超えて入院されている患者さんは、一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の15%を自費で負担していただくこととなっています。

※特定疾患や重症（予め国で定められた項目による）の患者さんは対象となりません。

●180日の入院期間の計算方法について

180日の入院期間は、当院における入院期間だけでなく、他の病院（診療所）に入院されていた期間も含まれますので、過去3カ月以内にいずれかの病院（診療所）に入院されていた患者さんは入院時にお申し出ください。（退院証明書が発行されている場合は、ご提出ください。

●対象病棟と費用（特定療養費）について

当該特定療養費の対象となる病棟は4階一般病棟に入院中の患者さんです。負担額は1日当たり2,409円（税込）となります。

●その他、ご不明な点は本館1階事務部医事課までお問い合わせください。

病院長